平成２９年（フ）第４号
栃木県真岡市島582番地３
債務者　宮田　恵子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２９年（フ）第１０１号
千葉県柏市中新宿３丁目７番１―201号
債務者　小松崎淳子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２１号
千葉県我孫子市柴崎台３丁目８番７号　プラムガーデン我孫子
債務者　松本　直代
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３３号
千葉県松戸市新作1222番地　ベルピア北松戸第５―205号
債務者　**𠮷**村　　誠（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４７号
千葉県松戸市小金きよしケ丘３－４－19　ジュネパレス松戸35号102、住民票上の住所新潟県長岡市芹川町2265番地
債務者　金山　智広
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６７号
千葉県流山市駒木台475番地の55
債務者　齊藤ひとみ
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６８号
千葉県柏市南増尾４丁目５番41号
債務者　島根カツ子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９８号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町８番地　西馬橋マンション309号
債務者　金田　　亮
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２２０号
神戸市北区有野台５丁目４番Ｂ41棟204号
債務者　阪口　勇希
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５２号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番１―1018号
債務者　平田　正儀
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３号
千葉県木更津市江川475番地　レオパレスベイヒルズＡ104号
債務者　菅原　直樹
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２１号
千葉県木更津市畑沢３丁目26番15号　ハイネス畑沢102
債務者　工藤ハッサンこと　ＺＡＹＲＥＢＲＡＨＩＭＩＧＯＲＡＫＩＨＡＳＳＡＮ
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１６２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字中切222番地エトワール中切Ⅰ　201号室、従前の住所愛知県犬山市四季の丘６丁目１番地
債務者　林　美保子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９号
青森市金沢２丁目16番１号
債務者　山舘　真樹
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３４８号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地３棟612号
債務者　安部惠美子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２６号
滋賀県長浜市法楽寺町278番地89
破産者　株式会社支縁
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
埼玉県日高市大字高萩615番地の２
破産者　株式会社高萩モータース
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８１号
千葉県茂原市緑町52番地１
破産者　玉木惠里子
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係